

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	なし（徴収しない） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>3 5 %（または 円）</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>3 5 %（または 円）</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>3 5 %（または 円）</u> 手数料負担者は 求人者 とします。 ※実際の契約にあたっては、紹介先と協議のうえ、個別の紹介契約等により定める料率を適用するものとします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

【一般登録型】

【返還金制度】

当事業所は、返還金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度）は以下のとおり設定しています。

- ・入社後1ヶ月以内の退職：受領手数料の75%を返還
- ・入社後1ヶ月超3ヶ月以内の退職：受領手数料の50%を返還
- ・入社後3ヶ月超の退職：返還金なし

※返還の対象は、紹介人材の自己都合退職、または紹介人材の責めに帰すべき事由による解雇の場合とします。

※求人者（乙）の責めに帰すべき事由（労働条件の不一致、ハラスメント、整理解雇等）による退職の場合は、期間にかかわらず返還金の対象外となります。

許可番号 13ーユー315224

事業所の名称及び所在地

Beyondge 株式会社 東京都渋谷区渋谷一丁目1番3号 アミーホール